

かわら版あおば消防通信 春号

令和7年3月 発行：青葉消防署 協賛：青葉火災予防協会

火災急増中

今年に入り、火災が8件発生し、前年と比べ6件増加しています。(令和7年2月5日現在)
特に放火・こんろ・ストーブ・電気機器による火災が発生しています。

火災予防対策

放火

放火されない環境を作る



ごみは決められた日時・場所に出し、死角となる場所にはできるだけ物を置かないようにしましょう。

ストーブ

ストーブの近くに燃えやすいものを置かない



洗濯物などをストーブの近くに干していると、なにかの拍子で接触し、火災につながるおそれがあります。

こんろ

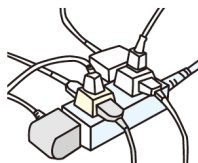
火をついたら絶対にその場を離れない



食用油から出火した時は、爆発するおそれがありますので、絶対に水をかけないでください

電気機器

電気コードを適切に取扱う



たこ足配線や、家具の下敷き、束ねたままの状態で使用し続けると、火災につながるおそれがあります

住宅用火災警報器は、火災から大切な「命」と「財産」を守ります

令和6年の火災と救急状況

〈青葉区の火災状況〉

		(件)		
		令和6年	令和5年	増△減
件数		30	38	△8
出火原因	放火(疑い含む)	7	3	4
	こんろ	4	4	0
	電気機器	3	7	△4

青葉区内の火災は30件発生しています。主な出火原因は、放火(疑い含む)7件、こんろ4件、電気機器が3件でした。住宅火災で亡くなった方は2名で、65歳以上の高齢者でした。火災を早期発見できるよう<住宅用火災警報器>を設置しましょう。

〈青葉区の救急状況〉

		(件)		
		令和6年	令和5年	増△減
件数		15,859	15,052	807
種別	急病	10,811	10,486	325
	交通事故	673	684	△11
	一般負傷	3,055	2,784	271
	その他	1,320	1,098	222

青葉区内の救急件数は15,859件で過去最多を記録しました。前年比で807件の増加は、18区で1番の増加数でした。

※急な病気やケガで救急車を呼ぶか悩んだ時は



7 1 1 9



救急受診ガイド

☎ 045-232-7119 ☎ 045-523-7119



横浜市救急受診ガイド

検索

※数値は速報値であり、確定値ではありません

【問合せ先】青葉消防署総務・予防課予防係 ☎045-974-0119

広域避難場所区域等の見直しについて

広域避難場所は、昭和 47 年の指定開始以降、耐火構造住宅の普及や人口の増減、都市計画や再開発などの状況を反映するため、これらの都市環境の変化について定期的に調査し、必要に応じて区域等の見直しを実施することとしています。

この度、都市環境の変化等を踏まえ、青葉区内の一部の広域避難場所区域等について見直しを実施しますので、ご報告します。

1 区域等の見直しを実施する広域避難場所

別紙「区域等の見直しを実施する広域避難場所」のとおりです。

2 運用開始時期

令和 7 年 4 月 1 日付で、見直し後の広域避難場所区域等を適用し、以降運用していきます。

3 地域への周知方法

区連会后、対象 4 地区（上谷本地区、谷本地区、恩田地区、青葉台地区）の各自治会町内会長あてに資料を送付いたします。

そのほか、横浜市ウェブサイトにおいて変更後の広域避難場所区域等を掲載予定です。

担当：総務局地域防災課

森崎、福田

TEL:671-2011

13-03 桜台公園地区

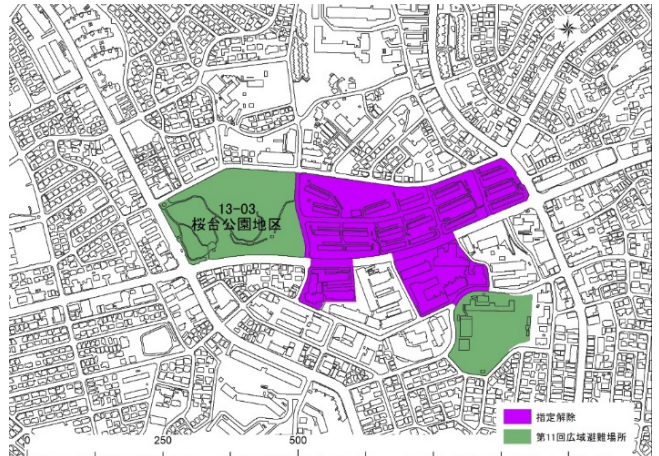
【一部指定解除・地区割当変更】

・「13-03 桜台公園地区」のうち、右図の指定解除部分（紫部分）については、桜台団地の建替事業の実施のため、一部指定を解除します。

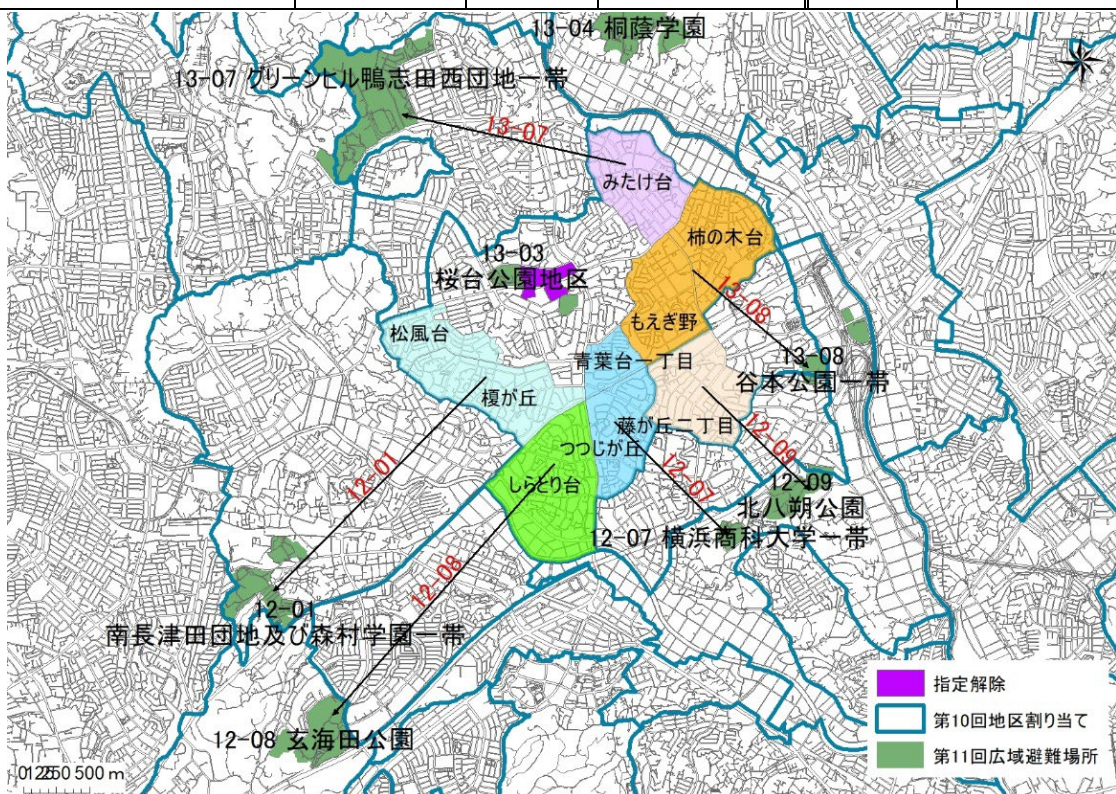
※ 次回見直し時には、引き続き広域避難場所として利用可能か改めて検討します。

・この一部指定解除によって、一人当たりの使用可能面積が 1 m²/人未満となってしまうため、榎が丘、松風台の一部を 12-01 南長津田団地及び森村学園一帯へ、つつじが丘、青葉台一丁目の一部を 12-07 横浜商科大学一帯へ、しらとり台を 12-08 玄海田公園へ、みたけ台を 13-07 グリーンヒル鴨志田西団地一帯へ、柿の木台、もえぎ野を 13-08 谷本公園一帯へ編入します。

・13-08 谷本公園一帯は、地区割当の編入により一人当たりの使用可能面積が 1 m²/人未満となってしまうため、藤が丘二丁目を 12-09 北八朔公園へ編入します。



広域避難場所	使用可能面積m ²	変更前		変更後	
		避難人口	一人当たり使用可能面積m ² /人	避難人口	一人当たり使用可能面積m ² /人
13-03 桜台公園地区	23,191	58,110	0.40	19,952	1.16
13-07 グリーンヒル鴨志田西団地一帯	312,314	21,081	14.81	25,997	12.01
13-08 谷本公園一帯	48,542	40,893	1.19	41,456	1.17
12-01 南長津田団地及び森村学園一帯	107,530	31,719	3.39	40,819	2.63
12-07 横浜商科大学一帯	26,240	13,198	1.99	20,821	1.26
12-08 玄海田公園	138,067	15,914	8.68	23,637	5.84
12-09 北八朔公園	81,750	7,117	11.49	15,349	5.33



市民活動情報サイトの運用開始及び団体向けの操作・団体登録説明会について

1 趣旨

自治会町内会をはじめとする市民活動団体（※）が行うイベント情報やボランティア募集情報を一元的に掲載できる市民活動情報サイトの構築にあたっては、「ウエル・タウン（仮称）」の実証実験（令和6年2～5月）に御協力いただき、ありがとうございました。

実証実験の結果を踏まえ、市民活動情報サイトを、令和7年4月から青葉区・都筑区で先行的に運用開始します。

運用開始にあたり、サイトに情報掲載を希望する団体向けの操作・団体登録説明会を開催します。詳細は別紙チラシのとおりですので、ぜひ御参加ください。

※対象とする市民活動団体：自治会町内会、市民活動支援センター登録団体、公園愛護会

2 市民活動情報サイトの機能とメリット

- ① 無料で、イベントやボランティア募集情報、団体の紹介などをサイトに掲載できます。
- ② イベントの開催可否、参加者募集情報などをリアルタイムで発信できます。
- ③ 様々な団体の情報を市民活動情報サイトに集約することで、地域の方がイベント情報やボランティア募集情報を検索しやすくなり、多くの方に情報が届きます。

メリット①

横浜市のページに掲載されるので、**自治会町内会の行事やイベントを広く知ってもらう**ことができます。
(ホームページ代わりにもなります)



メリット②

行事やイベントを知ってもらい、参加者が増えることで、**新たな仲間を増やすキッカケ**になります。



メリット③

WEBページを見ている人は、**興味のあるジャンルを登録**でき、最新情報をメール受信できるので、**興味のある人に情報が届きます。**



3 今後の予定

時期	内容
令和7年3～4月	団体向けに操作・団体登録説明会（青葉区・都筑区）
4月17日	一般公開（予定）
令和7年度中	青葉区・都筑区に加え2区で運用開始（予定）
令和8年度以降	18区で運用開始（予定）

※令和7年度以降の実施内容は、当該年度の予算案が横浜市の会において議決された後に確定します。

市民局地域活動推進課

担当：松永、高橋 電話：045-671-2317

Email：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

地域のイベントや
ボランティア募集情報をかたんに投稿できる

市民活動情報サイト 使ってみませんか？



● 市民活動情報サイト とは？

地域で活動する団体の皆さまが、
イベントの告知や、ボランティア募集などの
情報を簡単に投稿できるWEBサイトで、
4月17日より青葉区・都筑区で一般公開します。


※サイトの一般公開等は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

地域のイベントを
もっといろんな人に
知ってもらえないかな？

一緒に活動する
仲間を増やしたい！



一般公開に先行して…
団体向けの“操作・団体登録説明会”を開催します！

日時 ・ 会場	3月26日(水) 14時30分～16時30分	青葉区役所4階会議室
	4月7日(月) 13時～14時30分	青葉区区民活動支援センター
	4月7日(月) 16時～17時30分	都筑区民活動センター
対象	自治会町内会、公園愛護会、市民活動支援センター登録団体	
費用	参加費・登録費ともに無料	
持ち物	パソコン・スマートフォンなどインターネットに接続可能な端末、 筆記用具 ※パソコン、スマートフォンは十分に充電ができているか、ご確認ください。	
申込 方法	横浜市電子申請システムよりお申し込みください。 申込期限：各開催日の1営業日前の正午まで 右の二次元コードからお申し込みください→	



お問合せ 市民局地域活動推進課 TEL：045-671-2317 E-mail：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

青葉区地域振興課 TEL：045-978-2286 E-mail：ao-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について

1 ダイレクトメール発送について

災害発生時に一人では避難が困難な要援護者の避難支援を円滑に進めるためのシステムである「あおば災害ネット」の登録促進のため、2月下旬頃に対象の方へダイレクトメールを発送いたします。民生委員から新規登録者の「支えあいカード」のコピーの提供がありましたら、登録者情報の確認と安全管理をお願いいたします。

2 あおば災害ネットについて

あおば災害ネットに関する基本的な資料を配布しますので、是非ご一読いただきますようお願いいたします。

会長が交替される際には「支えあいカード」とともに引継ぎをお願いいたします。

今月の自治会・町内会配送ルートにて、各自治会・町内会長の皆様に下記資料を1部ずつ送付いたします。

別紙1-1 あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について

別紙1-2 ダイレクトメール同封の案内文

別紙1-3 ダイレクトメール同封の返信用ハガキ

別紙2-1 あおば災害ネット「支えあいカード」について

別紙2-2 支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点

別紙2-3 あおば災害ネットリーフレット

別紙2-4 自治会長の交代時の「支えあいカード」の引継につきまして
(令和6年6月20日区連会配布資料)

問合せ先： ○地域防災拠点の発災時の運営など防災に関すること
総務課 TEL (978) 2213
○民生委員（訪問・支えあいカード作成担当）に関すること
福祉保健課 TEL (978) 2433
○支えあいカード、対象となる要援護者に関すること
高齢・障害支援課 TEL (978) 2444

あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について

平成 20 年 3 月にスタートした「あおば災害ネット」は、自治会・町内会、民生委員児童委員等関係者の皆様のご尽力・ご協力により、地域の中で取組を進めていただいているところです。

要援護者の災害への備えの一環として登録促進のためのダイレクトメールを発送します。発送後の流れは次のとおりです。

ダイレクトメール発送と発送後の流れ

1 ダイレクトメールの発送

災害時要援護者リスト^{*1}に新規に掲載された方（施設入所者を除く）で、「支えあいカード」未登録の方を対象として、登録を促すためのダイレクトメールを、2月下旬頃に発送します（発送件数約 2,500 通）。

2 ダイレクトメール発送後の流れ

① 登録を希望される方から区役所への連絡（はがき^{*2}の返送）

↓

② 区役所は毎月の区民児協にて、登録希望者の情報を、各地区の会長へ提供

↓

③ 各地区の会長は地区定例会にて、担当地区の民生委員児童委員へ提供

↓

④ 担当地区の民生委員児童委員は順次、登録希望者を訪問し、希望者については「支えあいカード」を作成し区役所へ提出

↓

⑤ 区役所は原本を保管し、コピーを 4 部（自治会・町内会分、民生委員児童委員分、地域防災拠点分、本人分）民生委員児童委員へ提供

↓

⑥ 民生委員児童委員から各自治会・町内会長、民生委員児童委員、地域防災拠点運営委員長、本人へコピーを提供

※1 災害時要援護者リスト

災害時要援護者のうち、次のいずれかに該当する方の個人情報を記載した一覧で、大規模等災害発生時には各地域防災拠点に提供されるものです。

- (1) 介護保険の介護度が要介護3以上の方
- (2) 全員が65歳以上の世帯で、いずれも介護保険の介護度が要支援以上の方
- (3) 介護保険の介護度が要介護2以下で、認知機能の低下のある方
- (4) 障害福祉サービスを受給されている方（身体障害、知的障害、難病患者）
- (5) 聴覚、視覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1～3級の方
- (6) 療育手帳（愛の手帳）判定基準表A1又はA2の方

※2 返信用はがき

対象者には、ダイレクトメールで別紙のようなご案内と返信用はがきを送付します。

※3 参考

令和6年12月末現在、「支えあいカード」の登録者数は3,536人です。

「支えあいカード」作成のご案内について

あおば災害ネット(青葉区災害時要援護者避難支援システム)

ご案内が到着した方へ

このご案内は、令和6年9月末時点において、裏面の要件に該当する方を対象にお送りしています。それ以降に転居・死亡等により該当されなくなった方や、すでに「支えあいカード」を作成された方は、お手数ですが、廃棄していただきますようお願い申し上げます。

※「ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業」で、区役所から、はがきをお送りした方もおりますが、今回ご案内するのは別の事業です。

青葉区では、震災等の災害発生時に、お一人では避難が困難な要援護者(ご高齢の方や障害のある方等)の円滑な避難支援を進めていくための「あおば災害ネット」を運用しており、地域における災害発生時の安否確認や避難支援の備えとしています。

この「あおば災害ネット」では、要援護者ご本人の申し込みにより、地区を担当する民生委員等がご自宅を訪問し、ご本人の状況等に関する情報を記載した「支えあいカード」を一緒に作成します。

作成後は、自治会・町内会役員、地域防災拠点運営委員、民生委員、区役所の4者がそれぞれ「支えあいカード」を保管します。

詳しくは、同封のリーフレットをご参照ください。

「あおば災害ネット」の趣旨をご理解の上、「支えあいカード」の作成を希望される方は、同封のはがきに「住所・氏名・電話番号・生年月日」をご記入の上、青葉区役所あてにご返信ください。

後日、地区を担当する民生委員等からご連絡の上、訪問いたします。

裏面もご確認ください

対象となる方

このご案内は、令和6年9月末時点において、以下の要件に該当するご自宅にお住まいの方を対象にお送りしています。

①介護保険の介護度が要介護3以上の方
②全員が65歳以上の世帯で、いずれも介護保険の介護度が要支援以上の方
③介護保険の介護度が要介護2以下で、認知機能の低下のある方
④障害福祉サービスを受給されている方 (身体障害、知的障害、難病患者)
⑤聴覚、視覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1～3級の方
⑥療育手帳(愛の手帳)判定基準表A1又はA2の方

令和7年2月

【問い合わせ先】

総務課庶務係(地域防災拠点の発災時の運営など防災に関すること)

電話 978-2213 FAX 978-2410

福祉保健課運営企画係(民生委員(訪問・支えあいカード作成担当)に関すること)

電話 978-2433 FAX 978-2419

高齢・障害支援課高齢・障害事務係(支えあいカード、対象となる要援護者に関すること)

電話 978-2444 FAX 978-2427

登録を希望される方は、対象となる方の住所・名前・電話番号・生年月日のご記入をお願いいたします。
ご返信いただいた方に、後日地区を担当する民生委員・児童委員等が訪問いたします。

**あおば災害ネット
(青葉区災害時要援護者避難支援システム)
「支えあいカード」の作成を希望します。**

記入日 年 月 日

ご住所 青葉区

(ふりがな)
お名前

お電話

生年月日

- ※ このはがきは、区役所を通じて民生委員・児童委員等が受け取ります。ご返信の際には、同封の情報保護シールを貼付してください。
- ※ 「ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業」で、区役所から、はがきをお送りした方もおりますが、今回ご案内するのは別の事業です。

あおば災害ネット「支えあいカード」について

災害時に一人では避難が困難な要援護者（高齢者や障害者等）を支援するために、青葉区では要援護者の情報をあらかじめ地域で共有するための仕組みとして「あおば災害ネット」を推進しています。

登録を希望する要援護者の「支えあいカード」を作成し、情報共有のために関係者にお渡ししています。要援護者支援には、民生委員、自治会・町内会、地域防災拠点及び区役所が日頃から連携しながら体制を整えることが大切です。下記概要と別添のリーフレット及び「支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点」を改めてご一読いただきますようお願いいたします。

1 要援護者に地域の支援が必要な理由

過去の大きな災害では、生き埋めや閉じ込めから助かった人の大半が自助・共助により命を取り留めました。普段在宅で生活している要援護者は自助が難しいケースが多いため、発災直後においては、共助＝「地域による助け合い」が特に大きな意味を持ちます。

2 支えあいカードの目的

地域のつながりの希薄化・弱体化が進んでいる現代において、個人情報に配慮しながら、いざという時に備えて、災害時に一人では避難が困難な方の情報を地域で事前に共有することを目的としています。

3 支えあいカード関係者それぞれの主な役割

- (1) 自治会・町内会 → 近隣による助け合いの体制づくり、発災時の助け合い
- (2) 民生委員 → 支えあいカード作成・更新、関係者への（写）の配付
- (3) 地域防災拠点 → 発災時の助け合い
- (4) 区役所 → 支えあいカード原本の保管

4 支えあいカードの活用例

- (1) 平常時
 - ア つながり作り
 - ・ 訪ねてみる（顔合わせ）
 - ・ 地域の催しへの参加声かけ 等
 - イ 防災訓練
 - ・ 防災関係者（担当者）による要援護者の居住地確認
 - ・ 要援護者宅から地域防災拠点までの経路・避難方法の確認
 - ・ 地域防災拠点における要援護者の居住スペースの確認 等
- (2) 発災時
 - 可能な範囲での要援護者の安否確認、救助 等

支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点

平成 29 年施行の改正個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）により、「支えあいカード」も同法の適用を受けるようになりました。そのため、「支えあいカード」の個人情報の取り扱い上の注意点をまとめました。

1 基本的な考え方

個人情報保護法の基本的ルールは「自分の情報がどこでどのように扱われるか自分で決められること」です。言い換えれば、本人が知らない間に個人情報が保有・利用・提供・紛失等されることが無いように配慮・対応するということです。

2 個人情報保護法上の取扱事業者の主な義務

- (1) 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて本人に伝えること（第 15 条、第 18 条）
- (2) 個人情報は決めた目的以外のことには使わないこと（第 16 条）
- (3) 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること（第 23 条）
- (4) 健康状態や障害等の「要配慮個人情報」は本人の同意を得て取得すること（第 17 条）
- (5) 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」に応じること（第 28 条、29 条）
- (6) 取得した個人情報は安全に管理すること（第 20 条）

3 支えあいカードの取り扱い上の注意点

- (1) 支えあいカード（あおば災害ネット）の趣旨（目的）以外では使用しない。
支えあいカードは、災害発生時に要援護者の安否確認・情報伝達・救出救護・避難誘導が近隣の助け合いのもとに円滑に進むよう、地域があらかじめ当該世帯を把握することを目的としています。
- (2) 支えあいカードに記載されている地域の関係者以外には情報を提供しない。
それ以外の第三者に提供する必要が生じた場合は、必ず本人の同意を得る。
支えあいカードに記載されている地域の関係者は次のとおりです。
 - ・自治会・町内会役員（班長等を含む場合が多い ※各自治会の規約による）
 - ・民生委員・児童委員 ・地域防災拠点運営委員 ・区役所
- (3) 紛失や漏えい等を防ぐため、専用のフラットファイル等に綴じ、鍵のかかる場所に保管するなど安全に管理する。
専用のフラットファイル（背幅 15mm ピンク）は、以前、各自治会・町内会に配付しています（足りない等ありましたら、下記までご連絡ください）。

※自治会・町内会長が交替される場合は、確実な引継ぎをお願いいたします。

災害時のお役立ち情報

災害時の備えとして、ご活用ください。

青葉区防災アプリ

横浜市青葉区の災害・緊急情報を取得できるアプリです。

青葉区の災害情報や区政情報は FMサルースのアプリから!!

アプリを無料でダウンロード

『FM++(エフエムプラブラ)』は災害情報や緊急情報を PUSH 配信により取得できる無料ラジオアプリです。

FMサルース 検索

FMプラブラ 検索

こちらの二次元コードからダウンロードページへアクセス!

このアプリに関するお問い合わせ 横浜コミュニティ放送株式会社 (FMサルース) ☎330-5322

Net119

聴覚・言語機能障害のある方が音声によらない緊急通報ができるアプリです。

①「通報する」ボタンを押す

②「救急」「火事」の別を選択

③要請場所を選択後、チャットで詳細な状況を確認

詳細はホームページからご確認ください

119番通報のかけ方 横浜市 検索

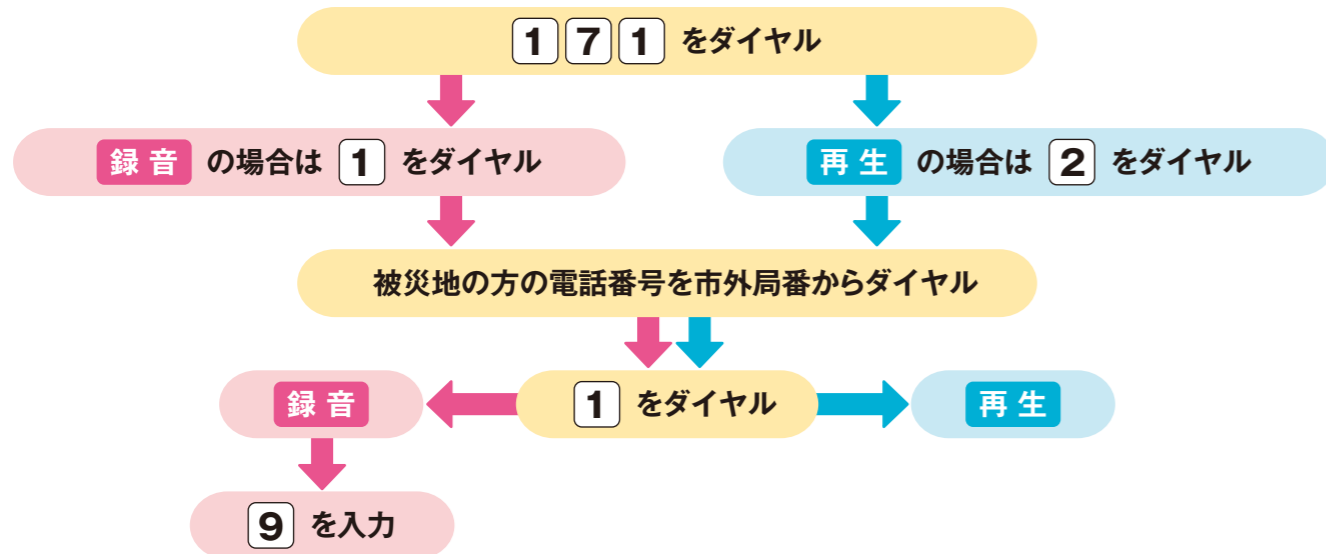
このアプリに関するお問い合わせ 横浜市消防局司令課 ☎334-6725 FAX:334-6720

災害用伝言ダイヤル

災害時に被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

ご利用方法

- 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生をおこなってください。
- 録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っている全ての方が聞くことができます。



あおば災害ネットのお問い合わせ

※制度概要のお問い合わせは、どの担当でも承ります。

令和3年3月発行

民生委員に関することは
福祉保健課 運営企画係
☎978-2433
FAX:978-2419

地域防災拠点や防災に関することは
総務課 庶務係
☎978-2213
FAX:978-2410

福祉・介護サービス等に関することは
高齢・障害支援課 高齢・障害事務係
☎978-2444
FAX:978-2427

青葉区災害時要援護者避難支援システム

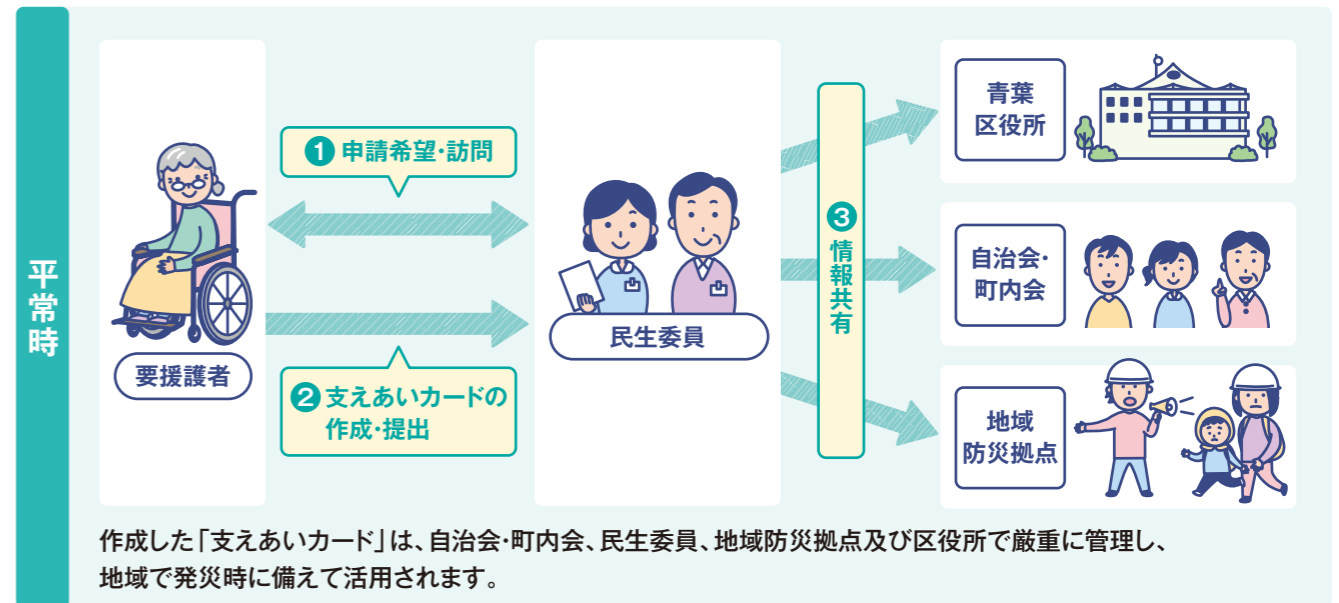
あおば災害ネット



「あおば災害ネット」は、災害発生時、要援護者（お一人では避難が困難な高齢の方や障害のある方等）の安否確認や避難誘導が近隣の助け合いのもと円滑に進むよう、地域であらかじめ該当世帯を把握するものです。

大規模な災害が発生した時、救出救助をはじめ、行政からの支援は皆さんのもとへすぐは届かない場合があります。特に災害発生直後の避難支援には地域の協力が欠かせません。

登録を希望する方へは、民生委員がご自宅を訪問し、一緒に「支えあいカード」を作成します。このカードにより、支援が必要な要援護者の情報を地域が共有し、災害に備えることを目的としています。



申請から登録までの流れ

STEP 1

申請希望

対象となる方は、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、家族が働いていて日中は一人、認知症や障害がある等、災害時の避難に不安を感じている方です。

希望される方は、地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係(☎978-2433)へ連絡ください。

STEP 2

民生委員と一緒に「支えあいカード」の作成

ご自宅に民生委員が訪問し、かかりつけ医や支援が必要な状況を聞き取り、緊急時の連絡先等の確認を行って一緒に作成します。

※「民生委員」とは、見守り訪問や地域活動を行う「地域のつなぎ役」です。厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員で区内で約300人が活動しています。



STEP 3

地域で情報共有

作成した「支えあいカード」は民生委員が預かり、区役所に提出されます。その後、原本を区役所で、写しを自治会・町内会、民生委員及び地域防災拠点で、それぞれ厳重に管理します。登録者の情報は集約表にまとめたり、登録者の情報入りの地図を作製したり、防災訓練に利用する等、災害発生時に備えて地域で活用されます。

青葉区では

「あおば災害ネット」の登録者に「あんしん情報ボトル」を配付します。

「あんしん情報ボトル」はプラスチック製の筒で、中に「支えあいカード」の本人控えを入れて、冷蔵庫で保管します。

災害時にはボトル内の情報を避難の際に役立てます。

「あんしん情報ボトル」はこんな活用方法もあります。

保険証のコピー、かかりつけ医の診察券のコピー、お薬手帳のコピー、緊急連絡先なども一緒に保管します。こうすることで災害時だけでなく急病などの際に、救急隊が活用することもできます。かかりつけ医などの医療情報があれば、搬送先の病院との調整に役立ちます。

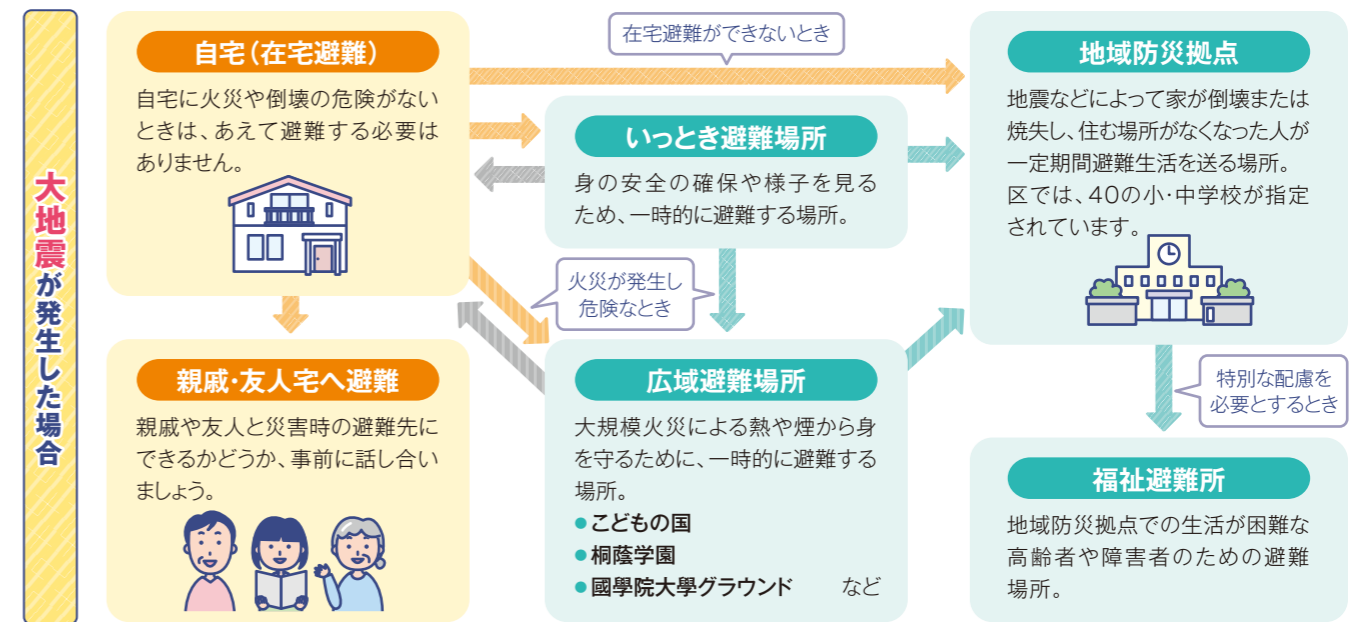


よくあるご質問

- Q** 「支えあいカード」を作成し、あおば災害ネットに登録すると災害発生時に必ず支援を受けることができますか？
- A** 災害時の避難支援等は、「ご近所の助け合い」のもと成り立っています。発災時は、地域の支援者自身が被災する状況も考えられますので、「支えあいカード」に登録された方への支援を必ずしもお約束するものではありません。
- Q** 災害時の支援以外に、日常的な見守りの支援はありますか？
- A** 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び日中独居の方で希望をする方には、民生委員が定期的な訪問をする支援があります。地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係(☎978-2433)へご連絡ください。

もしも今、地震が発生したら？

今後30年以内に横浜市で震度6以上の大地震が発生する確率は、82%といわれています。大地震へ備えるために、できることから始めましょう。



〔参考〕大地震と風水害の避難場所の違いは？

	大地震	風水害
避難先	市立の小・中学校など地域ごとに指定された「地域防災拠点」	市立の小・中学校など安全な経路が確保できる「風水害の避難場所」
開設基準	市内で震度5強以上を観測した場合、区内40カ所に一斉開設	3つの状況を基準に避難勧告等を発令、避難場所を開設 状況Ⅰ 土砂災害警戒情報の発表(可能性があるとき) 状況Ⅱ 河川の増水による洪水の発生(恐れがあるとき) 状況Ⅲ 区内全域で多くの被害の発生(恐れがあるとき)
避難の目安	家屋の倒壊などにより、自宅で生活ができなくなったとき	地域に避難情報等の発令や危険を感じたとき
物資の配布	被災生活で必要最低限の物資を配布 ※在宅避難者分も地域防災拠点で配布	原則配布なし
開設・運営者	自治会・町内会が中心の運営委員会、避難者	市職員など

自治会長の交代時の「支えあいカード」の引継につきまして

1 支えあいカードとは

災害発生時に一人では避難が困難な要援護者（高齢者や障害者など）の安否確認や避難誘導などが、近隣の助け合いにより行えるよう、青葉区では、「あおば災害ネット」という要援護者の情報を地域が共有するためのシステムを区全域で運用しています。

「支えあいカード」とは

あおば災害ネットに要援護者情報を登録するためのカードで、要援護者と地域をつなぐツール

- 要援護者にとって
災害時に備えて、自身の状況を可能な範囲で地域に知ってもらうためのツール
(記載内容を自分で決められる)
- 地域にとって
災害時に助けを必要としている住民の情報を事前に把握し、
住民同士の助け合いにつなげるツール

2 支えあいカードの引継

支えあいカードは、自治会、地域防災拠点、民生委員、区役所がそれぞれ保管し、平常時から情報共有や発災時を想定した体制づくりや訓練の実施に役立てていただいています。自治会長の皆様の具体的な役割は、下段表の通りです。

自治会長職の交代がある時は、引継ぎを行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

フェーズ	役割・実施内容	実施主体
平常時	支えあいカードの記載時の訪問、 支えあいカードの情報変更・削除・内容共有	民生委員
	近隣による助け合いの体制づくり	自治会・町内会
	発災時を想定した、支援シミュレーション訓練等	地域防災拠点
	支えあいカード原本の保管、あおば災害ネットへの登録勧奨	区役所
発災時	安否確認・避難支援(可能な範囲での対応)	自治会・町内会・地域防災拠点のほか、地域の支援者の皆様

令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

7 月 1 日付の対象となる自治会町内会長には個別に書類をお送りします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】 該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 12 月 1 日付の一斉改選における推薦事務の進め方等について、6 月に自治会・町内会長向けの説明会を行います。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
推薦準備会の開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区福祉保健課にご提出ください。			

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いいたします。ご説明にあたっては、資料5「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 スケジュール

欠員補充（7月1日付）【今回のご依頼事項】

3月初旬	区役所から推薦書類送付。対象は欠員のある自治会・町内会長のみ
3月～4月上旬	対象地区で推薦準備会開催
4月21日（月）	区役所への推薦書類提出〆切
6月中旬	委嘱者決定
7月1日	委嘱状伝達式（※被委嘱者のみ出席）

参考一斉改選（12月1日付）【5月に改めてご依頼します】

6月13日（金）、14日（土）	区役所で自治会・町内会関係者向け説明会開催。 推薦関係書類のお渡し。欠席者には郵送いたします。 下記「6 自治会・町内会長向け説明会（青葉区）」を参照。
6月～8月上旬	全自治会、町内会及び連合町内会で推薦準備会を開催。
8月18日（月）	区役所への推薦書類提出〆切
11月中旬	委嘱者決定
12月2日（火）	委嘱状伝達式

6 自治会・町内会長向け説明会（青葉区）

日時：①6月13日（金） 18：00～19：00

②6月14日（土） 10：00～11：00

※内容は同一です。ご都合の良い方へご参加ください。

会場：青葉区役所4階 401～403 会議室

内容：・推薦関係書類のお渡し

- ・推薦にあたってのポイントや注意点
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員の役割
- ・質疑応答

※会長の交代がある自治会・町内会は、引継ぎ時に本説明会の周知をお願いします。

7 その他

- (1) 今回ご依頼している令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件でご推薦くださいますようお願いいたします。
- (2) 12月一斉改選の推薦に係る書類について、お渡しする時期などで調整が必要な場合は、担当にご連絡ください。

8 添付資料

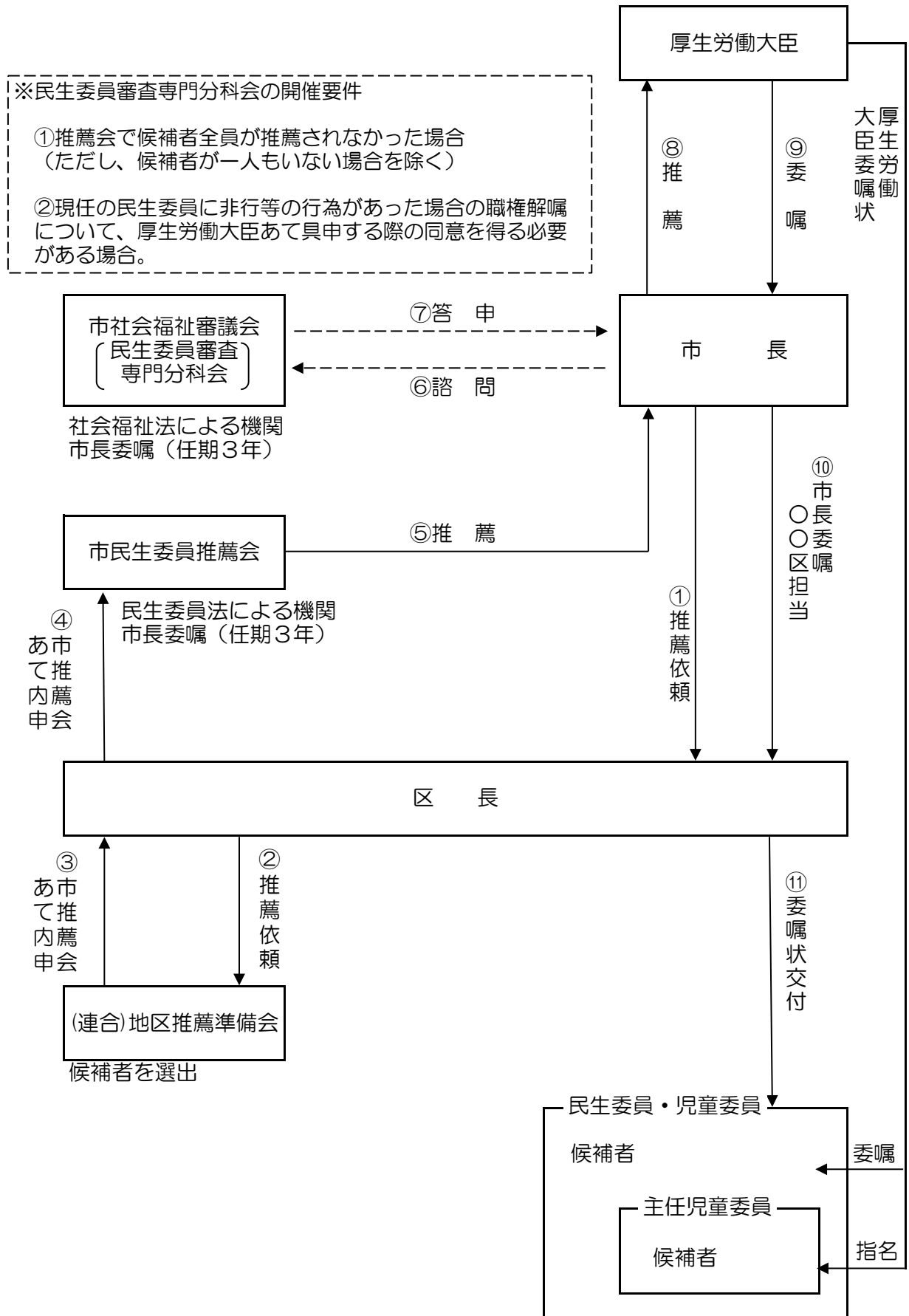
- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 民生委員の活動紹介チラシ

担 当：青葉区福祉保健課 松島、小池 電 話：045-978-2433 F A X：045-978-2419 メール：ao-mj@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬		
	中旬	市連会協力依頼	
3 月	上旬	} 連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
4 月	上旬	} 連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
5 月	上旬	} 区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		市連会協力依頼
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		【青葉区】6月13日(金)、14日(土)(予定) 自治会・町内会向け説明会
7 月	上旬	令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	} 連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
8 月	上旬		} 区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
9 月	上旬		
	中旬		
10 月	上旬		
	中旬		市推薦会、市審査会開催
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
12 月	上旬		令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
	中旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 70,200 円（1 か月あたり 5,850 円）の活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給しています。

【会費の負担】 年間 <8,200> 円（令和 6 年度）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

会費内訳(令和6年度の場合)

項目	金額(円)	
区・地区民児協活動費等の事業費	2,180	主に区・地区民児協の活動費に充当します。
市民児協互助事業会費	1,600	横浜市民児協互助特別会計に積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
市民児協周年事業積立金	100	周年事業に向けて積み立てます。
全民児連会費	700	行う全国民生委員児童委員連合会の事業費とします。
全国互助共励会費	1,900	全民児連が所管する互助事業へ積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
関東ブロック民生委員児童委員連合協議会会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会開催費用に充当します。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規程に基づく年会費
青葉区社協会費	700	青葉区社協会員規程に基づく年会費
合計	8,200	

※退任慰労金支給については、3年以上在任している必要があります。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 </div>	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日		
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3 年 令和 7 年 (2025) 年 11 月 30 日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5～10 人	推薦人 5～10 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- | | |
|-----------------|---------------|
| × 身の回りの世話をしてほしい | × 子どもを預かってほしい |
| × 救急車に同乗してほしい | × お金を貸してほしい |
| × 保証人になってほしい | |

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間< 8, 200 >円(令和6年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当:青葉区役所福祉保健課運営企画係 連絡先:978-2433

E-mail:ao-mj@city.yokohama.lg.jp

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくするための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：青葉区福祉保健課 松島、小池
電 話：045-978-2433
F A X：045-978-2419
メ ール：ao-mj@city.yokohama.lg.jp

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
負担軽減・活動支援 業務量の軽減 ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	業務の見直し・効率化	・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7	1 R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施 2 生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1~) 3 ・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開 4 ・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定 ・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始
		・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望 (例: 活動報告書、事業計画書の簡略化等)	R6	
		・報告書類のデジタル化 (アプリ化)	モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開	R7	
		・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区で導入、全区展開	R7	
負担感の軽減 ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない	補助人員を導入する	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7	5 R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施 ・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定 ・協力員制度については引き続き検討
		依頼業務の精選	・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	
	活動のサポート強化		・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施	R7
		・夜間休日のサポート方法の検討	区役所開庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討	今後取組予定	
	地区民児協の運営支援	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7	9 ・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定
		情報共有	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討	
	地域との連携によるサポート強化		・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7
		活動費等の見直し	・活動費の増額	活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円	R6
	・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討		会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	今後取組予定	
	活動と生活の明確な線引き	・民生委員の活動に関する広報の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実	R6	14 「深夜・早朝の訪問や連絡はご遠慮ください」と記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で、配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 15 検討中
・通信手段の検討		業務用携帯電話の導入などの検討	今後取組予定		

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16 ・広く民生委員を知ってもらおう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18 検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19 R7一斉改選に向けて要綱改正作業中
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2 YEARS TO GO

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウキョトウク

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

青葉区 社 団 発 号
令 和 7 年 2 月 日

自治会・町内会
会長各位

日赤青葉区地区委員会
事務局長 讚井 恵美子

令和7年度 赤十字募金運動に係る資材調査について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より赤十字募金運動にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

さて、本会では令和7年度 赤十字募金運動を5月に実施する予定で準備をすすめております。募金運動につきましては、あらためてご協力をお願いしたいと存じますが、事前に募金運動用資材数の確認をさせていただきたく存じます。

お忙しいところ恐れ入りますが、同封の資材調査票にご記入のうえ3月28日(金)までにご回答のほどよろしくお願いいたします。

なお、資材につきましては4月下旬発送を予定しております。

1 調査内容

次の募金運動用資材について必要数をお知らせください。

別紙「資材見本」もあわせてご参照ください。

- ①募金封筒・・・集金用としてお使いください。
- ②受領証・・・募金の受け取り証としてお使いください。
- ③チラシ・・・募金活動をご理解いただくため赤十字募金の用途等を掲載したA4サイズ（両面刷り）の資料です。
- ④パンフレット・募金活動をご理解いただくため赤十字募金の用途などを掲載したA5サイズの冊子資料です。
- ⑤ポスター・・・掲示板への掲出にお使いください。

2 回答方法

資材調査票にご記入のうえ、同封の返信用封筒・FAX・回答用フォームいずれかの方法で3月28日（金）までにご回答ください。

募金運動実施予定の有無にかかわらず、ご回答のほどお願いいたします。

【お問合せ先】

日赤青葉区地区委員会事務局
（青葉区社会福祉協議会内）

担当：熊谷

電話：045-972-8836

令和7年度「赤十字募金」資材調査票

【締切：令和7年3月28日（金）】

〇〇〇 様

◆ 資材数

募金資材の必要数をご記入ください。おおよその数で構いません。

不要の場合には「0」をご記入ください。4月下旬に下記数量の資材と依頼文、募金
用振込用紙等を送付いたします。

	令和7年度	前年度（参考）
現在の加入世帯数	世帯	〇〇〇 世帯
①募金封筒	枚	〇〇 枚
②受領証（1冊10組）	冊	〇〇 冊
③チラシ（A4サイズ両面）	枚	〇〇 枚
④パンフレット（A5サイズ）	枚	〇〇 枚
⑤ポスター（A4サイズ）	枚	〇〇 枚

◆ 資材の送付先

令和7年4月10日時点で区役所へ届出されている会長宅へ送付します。

※会長宅以外への送付を希望される場合、下記へご記入ください。

住所：
〒

氏名：

連絡先：

備考：

◆ 回答方法 ※締切：3月28日（金）

同封の返信用封筒・FAX・下記QRコードいずれかの方法でご回答ください。募金
実施予定の有無にかかわらず、ご回答のほどお願いいたします。

①同封の返信用封筒にて資材調査票を郵送

②FAX：045-972-7519にて送信

③資材調査回答用フォーム URL：<https://forms.office.com/r/t7mDuR5h2t>にて送信



【お問合せ先】

日赤青葉区地区委員会事務局
（青葉区社会福祉協議会内）

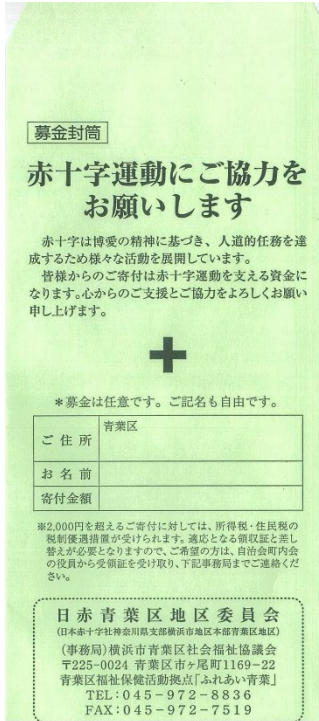
担当：熊谷

電話：045-972-8836

資材見本

※見本は令和6年度のものです

①募金封筒



②受領証



1冊：2枚複写×10組

③チラシ (A4サイズ) 両面



④パンフレット (A5サイズ)



⑤ポスター (A4サイズ)



自治会・町内会長 様

横浜市青葉区長 中島 隆雄
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 7 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 7 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 7 年 5 月、8 月、12 月 令和 8 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 8 年 1 月号は、令和 7 年 12 月 29 日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

電子申請で変更を受け付けています。

広報よこはま青葉区版 配布先変更	検索
------------------	----

変更手続は
こちらから



※電話・FAXでも変更を受け付けています。

青葉区区政推進課広報相談係 Tel978-2221 FAX978-2411

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和7年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：青葉区区政推進課広報相談係

Tel978-2221 FAX978-2411

政策経営局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和7年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和7年3月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料1参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ1台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和6年3月から実施した補助制度を令和7年度も実施します。（資料2参照）

4 添付資料

別紙 令和7年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
--	--

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率9/10、 <u>上限20万円</u> ※資料1参照	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （4月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率9/10、 <u>上限21万→28万円</u>	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
上限額引き上げ （単位自治会町内会への補助のみ） 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額700円→900円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～9月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により300灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3月に案内）

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

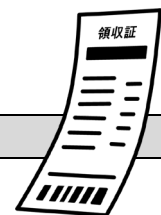
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆1団体につき、申請は1回です。

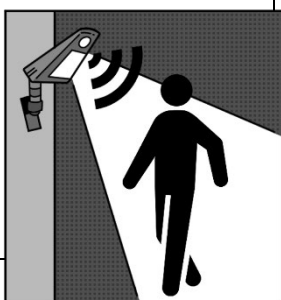


6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定



7 補助対象外事業

- 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみ防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

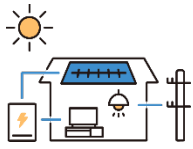
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

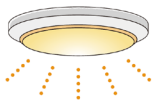



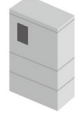
(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

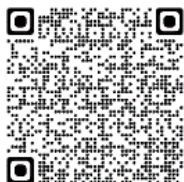
省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★★4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 130万円 家庭用 省エネ性能 ★★★★★2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 つ以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。
■対象団体		
会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 ※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。		
Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか？		
A:ご利用いただけます。		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和6年8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	<small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp